

三笠鉄道村再生プロジェクト推進協議会会則

(目 的)

第1条 三笠鉄道村再生に向け、地元・地元出身の有志を中心に企業、団体、大学及び関係機関等の参画を得、再生に向け広く意見を求めるとともに、専門的な調査検討、提言・要望を行う組織として三笠鉄道村再生プロジェクト推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 三笠鉄道村再生に係る基本構想の策定に関すること。
- (2) 三笠鉄道村を中心とした周辺地区の土地活用、施設活用を検討し、三笠鉄道村と一体となった開発計画の策定に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を持って構成する。

2. 協議会には次の役員を置く。役員は互選により選出する。

- | | | | | | |
|-----|------|------|----|-----|------|
| ①会長 | 1名 | ②副会長 | 2名 | ③総務 | 3名以上 |
| ④顧問 | 1名以上 | | | | |

3. 協議会は、業務遂行上、必要と認めた専門部会を設置することができる。

(運 営)

第4条 協議会は必要の都度会長が召集し、これを主催する。

2. 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
3. 会長は、必要の都度専門部会を招集し、計画案等の策定作業を依頼する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、三笠市と札幌市に事務所を置く。

三笠事務所・・・専行寺内、 札幌事務所・・・(株)拓殖設計内

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

この会則は、平成17年10月2日から施行する。